



工事請負契約書 (本工事契約書)

発注者 学校法人 森友学園 総裁理事長 籠池康博 と、
受注者 藤原工業 株式会社 とは、
工事名称 瑞徳の國記念小學院 新築工事の施工について、
次の条項と添付の工事請負契約約款、設計図書（設計図一式、見積要項書一式、質問回答書一式）
に基づいて、工事請負契約を締結する。

1. 工事場所 大阪府豊中市野田町1501番

2. 工期 着手 平成27年12月3日
完成 平成29年1月31日
引渡日 平成29年1月31日

3. 請負代金額 金 1,555,200,000円
うち 工事価格 金 1,440,000,000円
取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 115,200,000円
(注)請負代金額は、工事価格に、取引に係る消費税及び地方消費税を加えた額。

4. 請負代金の支払
前払 (契約時) 金 [REDACTED]
(平成27年12月25日)
部分払 (上棟時) 金 [REDACTED]
(平成28年6月30日)
完成払 (竣工時) 金 [REDACTED]
(平成29年1月31日)
最終残金 金 [REDACTED]
(平成29年5月31日)

5. 工事請負契約に係る特記事項等

- (1) 部分使用の有無 (有 無)
- (2) 部分引渡の有無 (有 無)
- (3) 瑕疵担保責任の履行に関して講ずべき保証保険契約の締結その他の措置に関する
定めの有無 (有 無)

6. 解体工事に要する費用等

この工事が、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事に該当する場合、同法第13条1項の主務省令で定める事項については、添付別紙の通りとする。

7. その他

発注者と受注者との間の本工事請負契約書の内容については、この工事請負契約書の条項に定めるものが最終合意されたものである。

なお、工事請負契約書（本工事契約書）で合意された工事のうち、発注者が私学助成金を利用する予定の工事については、別途に私学審議会提出用に工事請負契約書を作成するものとするが、工事の内容はこの工事請負契約書（本工事契約書）が最終合意である。

この契約の証として本書1通、写1通を作り、当事者が記名押印して、発注者が本書を請負者が写しをそれぞれ1通保有する。

平成27年12月3日

発注者 大阪市淀川区塚本1丁目6番25号
学校法人 森友学園
総裁理事長 籠池 康博

受注者 大阪府淀川区
藤原工務店
代表取締役 告

上記工事に関し、発注者との間の契約に基づいて、発注者から監理業務（建築士法第2条第7項で定める工事監理、並びに同法第18条第3項及び第20条第3項で定める工事監理者の業務を含む。）を委託されていることを証するため、ここに記名押印する。

監理者 京都市中京区堺町錦小路上ル菊屋町530富美屋ビル2F
一級建築士事務所
代表取締役 松本

民間（

目